



平成 24 年 3 月 17 日

各 位

株式会社 I H I  
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号  
代表取締役社長 釜 和明  
(コード番号 7013)  
問合せ先 広報・IR 室長 高柳俊一  
T E L 03-6204-7030

## 当社上場子会社である石川島建材工業株式会社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 I H I (以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 24 年 2 月 3 日開催の取締役会において、当社上場子会社である石川島建材工業株式会社 (コード番号 : 5276 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 24 年 2 月 6 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 24 年 3 月 16 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 I H I  
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

#### (2) 対象者の名称

石川島建材工業株式会社

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,596,062 (株)	2,740,222 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (2,740,222 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (2,740,222 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数を記載しております。当該最大の数は、対象者が平成 23 年 11 月 10 日に提出した第 38 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (20,746,000 株) から、対象者が平成 23 年 10 月 31 日に公表した平成 24 年 3 月期第 2 四半期

決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(59,493株)及び平成24年2月3日現在における公開買付者が保有する対象者の普通株式の数(11,090,445株)を控除した対象者株式の数(9,596,062株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年2月6日(月曜日)から平成24年3月16日(金曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金175円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,740,222株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(8,185,554株)が買付予定数の下限(2,740,222株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成24年3月17日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	8,185,554株	8,185,554株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ( )	－株	－株
株券等預託証券 ( )	－株	－株
合計	8,185,554株	8,185,554株
(潜在株券等の数の合計)	－株	－株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,090個	(買付け等前における株券等所有割合 53.61%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	133個	(買付け等前における株券等所有割合 0.64%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,275個	(買付け等後における株券等所有割合 93.18%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	20,581個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成24年2月10日提出の第38期第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の発行済株式総数(20,746,000株)から、対象者が平成24年2月3日に公表した平成24年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(60,023株)を控除した20,685,977株に係る議決権の数(20,685個)を対象者の総株主等の議決権の数として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日  
平成24年3月23日(金曜日)

③ 決済の方法  
公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成24年2月3日に当社が公表した「当社上場子会社である石川島建材工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付け後の一連の取引により、対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

また、本公開買付けが、当社の今期の連結業績へ与える影響は軽微です。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 I H I

(東京都江東区豊洲三丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上